

日本年金機構運営評議会（第 56 回）議事要旨

1. 開催日時 令和 6 年 2 月 1 日（木）10 時 00 分～12 時 00 分
2. 場 所 A P 東京八重洲 11F L 会議室
3. 出席委員 菊池座長、嵩委員、植西委員、本多代理委員（佐保委員代理）、西沢委員、庭野委員、真屋委員（7 名）
4. 議題
 - ① 日本年金機構の第 4 期中期計画（案）及び令和 6 年度計画（案）について
 - ② その他
5. 意見概要 （○：委員意見 ●：機構からの説明）

[議題①]

日本年金機構の第 4 期中期計画（案）及び令和 6 年度計画（案）について

- 制度が複雑になると実務が難しくなるので、国民の一般的な感覚に合うような制度にするよう「年金制度の在り方について、厚生労働省に必要な提言を行う」という中期計画の前文の記載は、非常に重要と思う。

前回の当評議会において、特定適用事業所に関する解釈について伺ったが、制度の複雑さは、実務における解釈の余地を残すことになる。解釈は法令等のルールに則ったものでなければならないということはもちろんだが、その解釈を企業、国民に広く周知しなければ意味をなさないので、解釈も含めた制度周知に引き続き取り組んでほしい。

また、これで取り組まれてきた機構職員の働きやすさを追求することは、組織の風通しの良さや問題発生時の報告し易さに繋がり、コンプライアンスの観点からも重要と思う。

最後に、厚生年金保険の適用対策において、従業員を 5 人以上雇用している蓋然性が高い事業所というのは、どのように把握しているのか教えてほしい。

- 機構として、次期制度改正に当たっての改善提案事項等を厚生労働省に伝えており、その提案事項等に関し、機構の事業企画部門と年金局の事業管理課との間で定期的な打ち合わせ等を行っている。今後も引き続き連携を図っていきたい。

- 前回、特定適用事業所の解釈に関してご説明をさせていただいたが、その解釈は、厚生労働省より通知されているもの。機構には解釈に対する裁量はない。周知としては、ホームページ等に解釈も載せている。

また、新たに適用となる対象者がいると見込まれる事業所に対しては、職員が訪問して制度に関する説明等をしている。

国税庁の源泉徴収義務者情報において10人以上従業員がいる事業所は、被保険者が5人以上いる蓋然性が高く、被保険者保護の観点から優先度を上げて対応をしている。

- これまで積み上げてきた素晴らしい実績を、次期中期計画の下、更に積み上げていただきたい。私からは3点、質問等をさせていただく。

まず1点目は、協会けんぽに関係することである。昨年12月頃に健康保険組合に対し、被扶養者も含めた住所管理の適正化に関する通達が厚生労働省から出されている。協会けんぽが保険者である政府管掌健康保険の適用・徴収は機構がその役割を担っているが、被扶養者の住所については、機構から協会けんぽに連携されていないと理解している。今後、協会けんぽが健康保険組合と同じように被扶養者の住所の適正化を図るためには、機構の協力が必要不可欠であると考えている。これに向けた対処等の検討状況について教えてほしい。

2点目は、マイナンバーが記載されている文書の管理ルールが改正をされたと認識している。この改正を踏まえた、機構の対応について伺いたい。

3点目は、年金委員に関してである。協会けんぽは、健康保険委員向けのサイトを作り、そこにアクセスするとタイムリーな情報等が確認できるようになっている。以前、年金委員に関しても、活動を活性化させるため、例えばメーリングリストの活用について検討してほしいとお願いしたところ、情報セキュリティ・個人情報保護の観点等に課題があるとのことだったが、その後、年金委員の情報共有の仕組みの検討に関し、進展したこと等があれば教えてほしい。

- 協会けんぽの被扶養者の住所管理については、機構における被扶養者の住所管理と協会けんぽへの連携に関して確認し、改めてご説明をさせていただく。文書管理ルールについては、記録問題の発生を踏まえ、基本的にお客様の年金給付に係る書類を一切捨てないという整理としていたが、電子的なデータがある場合は、それを正本とし、紙は順次廃棄するという方針について、昨秋年金事業管理部会に説明した。現在、この方針に関す

る具体化の作業をしているところであり、この作業の中でご質問のあったマイナンバーが記載された書類を捨てる際のルールも整理していきたい。

- 年金委員の方へのタイムリーな情報共有に関しては、機構ホームページにある年金委員の方の専用サイトを有効活用していきたいと考えており、現在、その内容等に関して検討をしているところ。具体案がまとまったところで、改善したいと考えている。
- 協会けんぽとの関係で、今後考慮すべきイベントとして、本年令和6年12月のマイナ保険証への移行がある。最大1年は、マイナ保険証とともに健康保険証も使用可能であり、マイナ保険証を保有しない方には保険者の方から資格確認証を発行することになる。資格確認書そのものは協会けんぽが発行することになるが、この事務等が滞ることがないように協会けんぽと連携を密にし、必要なシステム改修や周知広報に取り組んでいきたい。
- 被扶養者の住所管理等、引き続き機構と協会けんぽとで慎重に議論してほしい。年金委員ではメールマガジンは個人情報保護の観点等から難しいとのことだが、一方で協会けんぽでは、実施している。この状況も踏まえ、年金委員の情報共有の仕組みの検討を急いでほしい。
- 年金委員の活動の活性化に向け、ホームページの充実等について触れられているが、年金委員の中には、そのホームページにアクセスして、情報を得ることが難しい人もいるので、ホームページを通じた情報共有だけでなく、それぞれの地域における年金事務所等を通じての地域的な情報共有等も引き続き取り組んでほしい。
- 機構には、対面、インターネット、電話等のお客様チャネルがあり、これをお客様が置かれた状況等も踏まえ組み合わせ、効果的・効率的なサービスを展開できるようにしたいと考えている。これらのチャネル全体を統合管理する体制を令和6年度に作ることにしている。
- その新しい体制では、年金事務所の地域共生社会における役割の検討なども行うのか。

- 例えば、市町村が行う生活保護等の相談は、年金の手続きにも関係する。市町村の福祉政策とどういうふうに連携をとっていくかは非常に重要であるため、努力していきたい。

- 国民年金保険料収納対策の中で、「今後のキャッシュレス化の動向を踏まえ、納めやすい環境の整備を進める」とあるが、キャッシュレス化は非常に進んでいるので、世の中の早い動きをキャッチアップして取り組んでほしい。

若い世代の制度理解を深める年金セミナー等は重要な取組であるが、単に年金セミナー等をして終わりとならないよう、効果検証等をする仕組みが必要と思う。

また、次期中期目標期間中、更にハッキングテクニック等が高度化されることが見込まれる。改めて、情報セキュリティの維持・強化をお願いしたい。

多様な働き方フレックスタイム等について導入可否を検討するとあるが、フレックスタイムは既に多くの企業で導入されているので、「次期中期目標期間中に検討」ということではなく、可能なところから早期に導入したほうが良いと思う。また、機構は 個人情報等を取り扱う業務が多く、テレワークの導入が困難な環境と理解しているが、こういった制度がないと若者が機構への就職をためらうことも考えられる。

共働きの中で、共に子育てをする「共育て」という観点を政府は重視している。年金機構の計画にもこの「共育て」としてフレーズが入っているのは素晴らしいし、男性の育児休業の取得率の引上げや時間外労働について数値目標を掲げられているのも評価したい。ただ最近は、介護や育児等の事情がある方のみを支援することで、それ以外の方に仕事の負荷がかかってしまうという問題が課題となっているので、引き続き全体での 時間外労働の数値を意識してほしい。

- 「この仕事はやめられるのでは」キャンペーン、「ガラスの天井にみつけよう」キャンペーン等の取り組みを通じて、職場全体として勤務時間を減らしていくよう引き続き努めていきたい。

また、機構はセキュリティ上、お客様と対面して記録確認しなければならない等の一定の制約があるが、職場環境の改善の一環として、フレックス勤務等の検討もすることとしており、令和6年度計画にも記載をしている。

- 若い世代に制度を理解していただくのは重要なテーマだと思っている。
セミナー受講前後にアンケートを実施したところ、受講前よりも制度理解が大幅に図られたとの回答を多くいただいている。充実した内容のセミナーが実施できるよう、引き続き努めていきたい。
- 女性も男性も関係なく活躍するというのがやはりあるべき姿だと思うので、ご意見踏まえてしっかりと取り組んでまいりたい。
- 情報セキュリティ対策に関しては、現在においても情報システムの脆弱性を機械的に判定するべく、ソフトで自動スキャンすることをねんきんネットで試行的に始めている。また、監視ルールは、月に1回専門家と協議して、今の監視ルールで足りているのかということを協議し、精緻化を行っている。今後も新たな脅威が出てくることが見込まれるので、スピード感を持った対応を行っていきたい。
- スマホで各種申請の手続きや口座からの引き落としに関する照会・確認をできるようにする等、年金制度の入口に立つ若年者が更に利用しやすい納付環境の整備等をしていきたい。
- 昨年、学生と機構本部にお邪魔して、働き方改革、男性育休について取材させていただき、NHKのラジオ番組で発表させてもらったが、一般企業よりも非常に頑張っていると思っている。水島前理事長の下で頑張ってきたこれらの取組を是非継続していただきたいと私は切に思う。
- 日本年金機構の最大のミッションは制度を実務にすることであるが、これだけ複雑で改正の多い年金制度を確実に実務にしていくことは非常に大変な作業だと思う。
実務はマニュアルに沿って行われると理解しているが、マニュアルの背景にはその根拠となる法令等があることを職員一人一人が常に意識できるよう、マニュアルには、その背景となる根拠法令等も記載するようにしてほしい。
- ご指摘のとおり、法令の趣旨を理解した上で事務処理を実施するということは非常に重要と考えており、業務処理マニュアルには法令の根拠等も明記している。

- 説明のあった第4期中期計画等の内容に異論はない。何点か意見と質問を申し上げたい。

まず1点目、国民年金保険納付率についてである。第4期中期目標の目標は、高い目標であると理解している。そのため、この実現に向けては、体制強化に努めた上で効果的な収納対策を着実に実施してほしい。

2点目は、令和6年度計画案の中に、労働者性があると労基署に認められた未加入者がいる事業所に対する事業所調査について記載があるが、この取組に関して、関係局との連携を更に強化し、進めていただきたい。

3点目は、コールセンターの体制を更に強化し、受け切れない電話が年金事務所に多く回らないようにしてほしい。

4点目は、国民年金第1号被保険者に係る育児期間免除措置の創設に当たり、申請漏れを防ぐため、積極的な周知・広報に取り組んでほしい。

最後に、機構ホームページにおいて、有期雇用職員の採用情報が数多く掲載されているが、安定的な業務運営に必要な人数の有期雇用職員を採用できているのか現状を教えてほしい。また、有期雇用職員の採用に関する課題等があれば、その課題への対応策とともに教えてほしい。

- 育児期間免除措置については、周知・運用に適切に対応していきたい。
有期雇用職員は、一定程度退職される方がいるので、その方の補充のために継続的な募集をしている。採用ができなくて困っているということはないと認識しているが、有期雇用職員の人事体系の在り方等については引き続き検討を進めていきたい。

〔議題②〕

その他

・令和5年度提言（案）

前回会議で菊池座長より提案があったことを踏まえ、理事長あてに提言を行うこととなり、別添の「提言」が取りまとめられた。

- 素晴らしい内容で特に修文意見はない。協会けんぽと機構はかつて1つの組織であった。協会けんぽが保険者として全国展開すべき事業等について、全国に多くの拠点を持つ機構がフォローするという対応があっても良いと思う。そのため、「協会けんぽ」という文言が入ったことを評価したい。

（以上）

提 言

日本年金機構（以下「機構」という。）は、令和5年度の組織目標を「制度を実務に - 全ては現場から -」とし、年金制度の適切な業務運営による国民生活の安心と安定の確保に向け、本部は現場のために、現場はお客様のために組織一丸となって基幹業務の実績を着実に積み上げるとともに、オンラインサービスを拡充し、お客様の利便性の向上を図ってきた。また、女性・男性とも働きやすい職場環境の整備にも取り組み、時間外勤務の縮減、育児休業取得率の向上等の成果を挙げてきた。

令和6年度においても、機構がお客様に信頼され続けることができるよう、基幹業務の実績及びお客様サービスについて更なる高みを目指すとともに、「働き方改革」「女性活躍」の取組を更に推進し、女性・男性ともに意欲を持って働ける職場環境の確立に努めることが重要となる。

なお、これらの対応に当たっては、厚生労働省と連携し、業務量等に応じた必要な予算・人員を確保するとともに、地域を基盤とした包括的相談支援体制の機能の一端を担うために、市区町村や他の相談支援機関との連携の更なる強化に向けて引き続き取り組むことが肝要である。

これらを踏まえ、私たち運営評議会として下記について提言する。

記

1. 引き続き、年金制度を実務として正確かつ公正に運営し、確実な適用・徴収、正確な給付等の基幹業務に安定的かつ着実に取り組むこと。

特に、国民年金に関しては、納付率の更なる向上に向け、増加する外国人への対策や、納付率が低調な大都市圏の要因分析を踏まえた効果的・効率的な対策に取り組むこと。厚生年金保険の適用に関しては、令和6年10月に短時間労働者の適用拡大の施行が控えていることを踏まえ、対象事業所への徹底した周知・調査など、確実な適用に向けた各種施策に取り組むこと。

また、年金制度に対する正しい知識を深め、制度加入や保険料納付等の重要性を理解することにより、無年金者・低年金者となることを防止するため、地域、企業、教育等の様々な場において、関係機関とも連携を図りつつ、年金制度の普及等に取り組むこと。

更に、令和6年12月の健康保険被保険者証の廃止に向け、適用業務を担う機構においては、協会けんぽと協力しつつ、適切に取り組むこと。

2. 「紙をなくす・紙を移動させない」事務処理を実現し、誤りを減少させつつサービスを向上させることを目指して取り組んできたデジタル化について、従来の対面型サービスのニーズにも留意の上、多様化するチャネル体系を整理しつつ推進し、お客様の手续負担の軽減及び利便性向上、機構内部における事務処理の効率化・正確性の確保を更に図ること。

なお、デジタル化の推進に当たっては、多くのお客様がメリットを実感できるよう、地域のセミナー等の場を活用し、年金制度の正しい知識の普及とともにオンラインサービスの利用促進に取り組むこと。

3. 年金委員の活動が更に活性化するよう、活動内容の充実に向けた対応に引き続き取り組むとともに、年金相談事業が様々な生活への不安を抱えている方を地域の相談支援のネットワークへつなげるための端緒となりうることから、引き続き市区町村や他の相談支援機関との連携強化等に努めること。

4. 次期年金制度改正等の議論を適切にフォローし、実務を担う立場から、厚生労働省との適時適切な情報共有を一層進めるとともに、お客様のニーズやサービスの向上の観点などを踏まえて、厚生労働省に必要な提言等を行うこと。

5. 安定的・効率的に業務運営できる体制を継続させるため、業務量調査等を踏まえた人的資源配分を適切に実施するとともに、引き続き「働き方改革」「女性活躍」に関する各種施策に取り組み、男女問わず、個々人の生活と仕事が両立できる職場環境の構築を更に推進すること。

これらについて、厚生労働省と連携して取組を行うとともに、今後も制度改正等により業務量の増加が見込まれる中で、必要な人員・予算等の確保、人材育成に努めること。

以上